

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）5 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条第 1 項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
- (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
- (3) その他教育委員会が別に定める図書

- (2) 第 5 条第 2 項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするとき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

- (3) 第 12 条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第 2 条に規定する業務とする。

3 第 1 項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における

第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

子どもの自主的な読書活動の推進を目的とした図書館を新設するとともに、当該図書館の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等のため、本案を提出する。